

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年5月17日提出

相模原市長 加山俊夫

写

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

相模原市長 加山俊夫

印

相模原市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

理由

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)の一部を改正する必要があるが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するもの

相模原市市税条例の一部を改正する条例

相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第4条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第9条」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号。以下この条において「改正法」という。)附則第10条」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に、「の規定及び法附則第25条の3の規定」を「及び第25条の3の規定(これらの規定を改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

2 改正後の附則第4条の規定は、平成24年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成23年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 58 号関係資料

相模原市市税条例の改正の概要

1 改正の内容

用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の課税の取扱い(附則第 4 条関係)

用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等(以下これらを「用途変更宅地等」という。)に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置における前年度課税標準額について、当該用途変更宅地等を前年度から変更後の用途であったものとみなして算出することができる平成 23 年度までの経過措置が平成 24 年度から平成 26 年度までにおいても継続されたことに伴い、引き続き同経過措置を採用するもの

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

平成24年度相模原市一般会計補正予算(第1号)

平成24年度相模原市の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額248,300,000千円に歳入歳出それぞれ17,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248,317,700千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年5月17日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
80 繰越金		千円 1,500,000	千円 17,700	千円 1,517,700
	5 繰越金	1,500,000	17,700	1,517,700
歳 入 合 計		248,300,000	17,700	248,317,700

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 衛生費		千円 19,573,749	千円 17,700	千円 19,591,449
	5 保健衛生費	10,117,686	17,700	10,135,386
歳 出 合 計		248,300,000	17,700	248,317,700

相模原市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
相模原市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年5月17日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例
相模原市障害者施策推進協議会条例(平成21年相模原市条例第59号)の一部を
次のように改正する。

第1条中「第34条第3項」を「第36条第3項」に改め、「基づき、」の次に
「同条第1項の規定に基づく合議制の機関として設置する」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

障害者基本法(昭和45年法律第84号)の改正に伴い、同法に定める合議制の
機関の名称を相模原市障害者施策推進協議会とするための改正をいたしたく提案
するものである。